

行動する法人会



—平成28年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成28年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省

11月10日

財務副大臣 **岡田 直樹** 氏



左から 岡田財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

自民党

予算・税制に関する政策懇談会

11月16日

財政・金融・証券団体委員長 **神田 憲次** 氏

西村 明宏 氏 上野賢一郎 氏 鈴木 馨祐 氏
小田原 潔 氏 勝俣 孝明 氏 中山 展宏 氏
神山 佐市 氏 小林 鷹之 氏 北村 誠吾 氏
松島みどり 氏 國場幸之助 氏 滝波 宏文 氏 他



公明党

財政金融部会税制改正要望等ヒアリング

11月10日

財政金融部会長 **伊藤 渉** 氏

西田 実仁 氏 齊藤 鉄夫 氏 上田 勇 氏
杉 久武 氏 平木 大作 氏 新妻 秀規 氏



民主党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング

11月6日

座 長 **前原 誠司** 氏

鈴木 克昌 氏 古川 元久 氏



国 税 庁

表敬訪問 12月1日

長 官 中 原 広 氏
次 長 星 野 次 彦 氏



右奥から 星野次長、中原長官
左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

課税部長 川 嶋 真 氏



右奥 川嶋課税部長
左奥から 池田会長、柳田税制委員長、横山専務理事

総 務 省

11月5日

自治税務局長 青 木 信 之 氏



左から 青木自治税務局長、柳田税制委員長、横山専務理事

中 小 企 業 庁

10月29日

事業環境部長 木 村 陽 一 氏

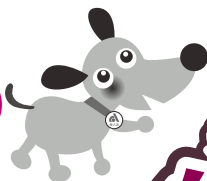


左から 柳田税制委員長、木村事業環境部長

この他、参議院の比例代表選出議員等に対し提言書を送付しました。

平成27年度

第5回



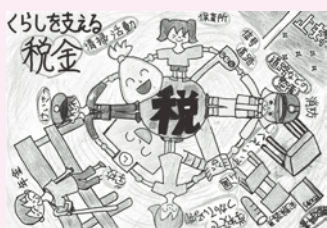
税金に関する絵はがきコンクール

〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合
〈後援〉国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会



法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税金に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも758点の応募がありました。入賞32作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
大石 凜里花さん

講評

“税金”という文字を中心に、税金が使われているものと自分たちが手をつないでいる様子が描かれており、税金によって自分たちの生活が支えられていることが分かりやすく伝わってくる素晴らしい作品です。(審査員:藤枝税務署長 伊藤和義)

藤枝法人会長賞



焼津市立
高洲小学校 6年生
児玉 心さん

講評

“税金”の役割と、身近な生活との関わりが表現された絵柄と、納税することで安心な生活ができるというキャッチフレーズの構図もまとまっており、納税の大切さが伝わる作品です。(審査員:藤枝法人会会長 牧田和久)

藤枝法人会女性部会長賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
山本 健太さん

講評

作品を見た瞬間、税金に対する「関心度・理解度」が非常に高く、力強さを感じました。税に関するテーマを良く認識し、絵の描き方、色等工夫されている所が多く、大変よく表現していると思います。(審査員:藤枝法人会女性部会長 清水みさ代)

優秀賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
金子 悠翔さん

講評

税金というのが教育、日々の生活や安全のために使われていることを、しっかりと伝えています。それらを下から支えている人たちの姿が、決して楽ではないという描写が、本質を突いているようで心に届いてきます。(審査員:画家 山本宗平)

優秀賞



焼津市立
豊田小学校 6年生
増田 晴大さん

講評

雲から雨が降り、木をうるおしています。それぞれを上手い例えにしている面白いです。願わくばこの雲が去ることなく、恵みの雨のようにいつまでも木々を育ててくれますように。(審査員:画家 山本宗平)



入選



藤枝市立大洲小学校 6年生
柘植 愛美さん



藤枝市立葉梨小学校 6年生
望月 春さん



藤枝市立青島小学校 6年生
堀 宗一郎さん



藤枝市立西益津小学校 6年生
榎本 華さん



藤枝市立西益津小学校 6年生
岡村 春佳さん



藤枝市立藤枝小学校 6年生
小山 絵里さん



焼津市立豊田小学校 6年生
齊藤 美裕さん



焼津市立豊田小学校 6年生
青島 理菜さん



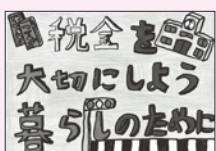
焼津市立焼津西小学校 6年生
山本 凜さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
中村 帆花さん



焼津市立焼津西小学校 6年生
秋山 千沙都さん



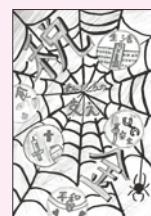
藤枝市立朝比奈第一小学校 6年生
大石 優羽さん



焼津市立大富小学校 6年生
加藤 美蘭さん



焼津市立大富小学校 6年生
水野 陽華さん



焼津市立大富小学校 6年生
多々良 美鈴さん



焼津市立大富小学校 6年生
村田 麗さん



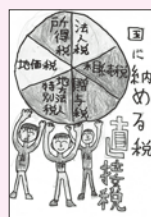
焼津市立大富小学校 6年生
松本 夏季さん



焼津市立豊田小学校 6年生
田中 結希さん



焼津市立港小学校 6年生
森田 一成さん



焼津市立港小学校 6年生
及川 優輝さん



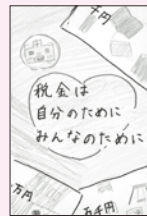
焼津市立港小学校 6年生
見崎 葵さん



焼津市立港小学校 6年生
小島 祐大さん



焼津市立港小学校 6年生
ビレラ マリアナさん



焼津市立大富小学校 6年生
赤坂 琴美さん



焼津市立港小学校 6年生
増濱 心優さん



焼津市立港小学校 6年生
川崎 真唯さん



焼津市立港小学校 6年生
増田 慎吾さん

●入賞32作品（一部優秀作品のみ）は、以下の場所に展示・掲示致しました。

1 藤枝税務署	2 藤枝市文化センター	3 藤枝市生涯学習センター	4 焼津文化会館
5 藤枝市役所	6 焼津市役所	7 焼津信用金庫石津支店	8 焼津信用金庫豊田支店
9 藤枝駅構内パープルビジョン	10 焼津市立総合病院ホールモニター	11 焼津市シーガルドーム(確定申告期予定)	



平成27年度 税に関する作品 表彰式

平成27年11月20日（金）、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税に関する作品表彰式』が行われました。当会からは、上位優秀5作品（3ページ掲載）の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた7校（葉梨西北小学校・大洲小学校・瀬戸谷小学校・朝比奈第一小学校・豊田小学校・大富小学校・港小学校）に対して感謝状が贈呈されました。



優秀作品 5名



感謝状 7校



写真でみる

第5回租税教室

主催：青年部会

開催日：平成27年11月28日(土) 会場：静岡産業大学

青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

公益社団法人 藤枝法人会青年部会主催
第5回「第5回租税教室」

社会人になる前に知っておきたい リアルな情報を就活前に聞いとう
基礎知識習得講座 **若手企業家との交流会**

就職活動へ臨む前にまずは情報収集

開催日・平成27年11月28日(土) 参加無料
時間・13:00—18:00(受付12:30)
会場・静岡産業大学4階 1410大講義室

第1部 13:05~13:35 給与明細の見かたとマイナンバー制度について 様々な税金や社会保険料などが細かく天引きされます。第一歩では税金の仕組みがその内容をわかりやすく解説します。 講師 真野淳一 氏	第2部 13:40~16:00 キャッシュフローセミナー ボードゲームを通して人生設計と税金を楽しく学ぼう!
第3部 (グループディスカッション) 16:05~17:45 模擬面接&若手企業家との交流会 企業に就く人財は、どんな仕事を任せられるのか。など、その他いろいろな疑問を企業家へ投げかけてみよう! 経営者と話をしてみよう!	

参加希望の方はチラシの申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へ提出ください。
静岡産業大学:就職支援課 静岡福祉大学:キャリア支援課

司会



小長谷副部会長

部会長あいさつ



奥山部会長

第一部

税金講座「給与明細の見かたとマイナンバー制度について」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 真野淳一 氏

13:05 ~ 13:35

第一部講師



真野 淳一 氏



第二部

キャッシュフローセミナー

講師：FPI(株) 代表取締役 中山 猛氏

13:40 ~ 16:00

第二部講師



中山 猛氏



第三部

模擬面接&若手企業家との交流会

16:05 ~ 17:45



富士山と共に生きる

～女神の山の魅力と課題～

常葉大学教授 山田 辰美

富士山は命の山

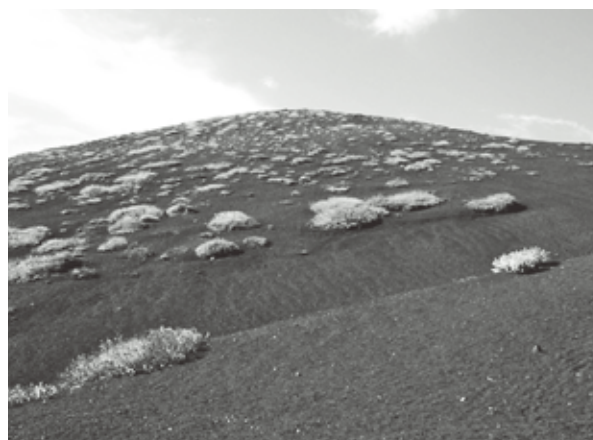
生き物の富士登山

富士山を登山するのは人間だけではない。様々な生き物が長い時間をかけて、徐々に上に上に進出している。植物が一番先を登っていて、種類は極限られるが、頂上付近にまで到達した苔や草もある。草が進出するとそれを食べる虫たちが登山する。虫が高山に暮らすようになると、それを食べるカエルなども登山をする。

こうして、たくさんの生き物が富士山に暮らす様になっているが、標高によって見られる生き物や自然には大きな違いがある。垂直方向に植物たちはその種類や大きさなどが変化している。富士山を裾野から五合目辺りまで移動すると、生き物の種類や生態系の複雑さの異なる環境を次々に見ることができる。高いところほど、生態系を構成する生き物の種類は限られている。そこが富士山の魅力のひとつである。

森林限界の自然

富士山の五合目より上には、熔岩とスコリアで覆われた赤茶けた荒れ地（火山性荒原）が広がっている。夏は灼熱と乾燥、冬は極寒と吹雪という厳しい環境であるが、山にしがみつくように点々とコケや草などの植物が生えている。荒れ地に耐えて生えているオンタデやイタドリなどの草は、パイオニア植物（先駆植物）と呼ばれる。生物の全くいない荒原に真っ先に進出し、徐々に勢力を広げて樹木の進出する下地（環境）を作っている大切な植物たちだ。



スコリアの上にオンタデの叢が点在

しかし、富士山の2500mを超える厳しい環境はそう簡単に樹木の進出を許さない。一番高い所で森を形成している樹木の名前はカラマツ。木が育つギリギリの限界（森林限界）に生育する森の姿を想像して欲しい。それは子どもの背丈ぐらいの高さで、木の幹が直立することもできず地面をはっている状態だ。松と同じ針葉樹なのに、秋に美しい黄色に色づく落葉樹であることも変わっている。また、標高2300mほどの場所で、やっと直立しているカラマツの中には、強い風と吹雪のせいで、横枝がへし折れたり伸びることができずに、その結果、木の幹に守られて風下に伸びた枝だけが旗みたいに残っているカラマツもある（旗状樹形）。

カラマツという木は本来、富士山周辺にだけ自生している富士山地域固有の樹木で、東北や北海道、あるいは軽井沢などで見られるカラマツ林はすべて人の手によって持ちこまれ植林されたものなのだ。カラマツは富士山の標高500m位から上で普通に見られる。その姿は立派で、クリスマスツリーのような整った形で背丈も15m以上の立派な高木である。これがカラマツ本来の樹形であるが、富士山のきびしい環境条件に適応して色々な形態をみせているのだ。



地表を這うカラマツ



旗状樹形

カラマツ自体もパイオニア植物のひとつで、厳しい荒れ地に芽生えて成長するパワーを持っていて、森林を上へ上へと引き上げている。この背の低いカラマツ林の作る湿り気のある暗い地面で、シラビソやダケカンバなどの種は芽生えることができる。そしてこれらの樹木がカラマツから上に枝を伸ばし、徐々に大きく成長し深い森が育っていく。けれども、シラビソ林などの暗い森の地面からカラマツは決して芽吹くことはないようだ。カラマツは明るい環境（荒地）の下ではじめて発芽する性質を持っているからである。高山に適応した幾つかの種類の樹木を導入させる基盤作りが、カラマツの役割なのである。

樹海

富士山は火山としては極若い山で、生々しい溶岩流や火山噴出物の上に、成熟した土壌を持たないままであるのに、樹海と呼ばれる深くて果てしのない森を形成していることが神秘である。これは数百万年の時間を経て発達した屋久島や白神山などの森とは対照的なものである。わずか千年足らずの時間に、たくさんの野鳥や獣を抱える巨木の森が発達したメカニズムは何だろう。私にとってこれが富士山に関する最も大きな関心事である。



樹海という森では見えないはずの根っこが見えている。

樹海の中に入るとその秘密が少しずつ見えてくる。1200年ほど前に起こった長尾山の噴火による溶岩流の上に発達したのが、青木ヶ原樹海である。ゴツゴツした溶岩やザクザクしたスコリアの砂利の上に、成熟した土壌は形成されていない。その上に直接、根っこが這うように伸びている。通常であれば、乾燥して根が枯れるのであるが、湿潤な大気と苔のおかげで生きている。雲を従えることの多い富士山の雲や霧の中に発達した雲霧林と言える。土壌という基盤はないが、コケからは水が、溶岩からは多くのミネラルが供給されるのだと考えられる。

世界遺産に認定される以前に、安倍首相を、青木ヶ原樹海へご案内したことがある。美しい日本のシンボルである富士山に対して政府として何ができるかについて模索していたのだと思う。一緒におむすびを食べたのを含めて3時間ほど密着して富士山の自然の豊かさについてお話できた。富士山を理解しようと熱心に質問もされ、会話もはずんだ。

安倍さんが一番関心を寄せたのは「根上がりの木」についてであった。樹海で大きく育った木が、強風や雷で倒れると、そこだけスポットライトを当てたように明るくなる。するとその辺りの種子が一斉に芽吹き成長する。中でも倒木の上で芽を出したものは、苔の生えた倒木が湿度と養分を与えるため、地面で芽吹いたものと比べ格段の成長で勝ち残る。養分を与え礎と

なった倒木はやがて朽ちて消失し、倒木を抱いていた根が地面から浮き上がった「根上がり」の木になる。樹海に育つ木々も過酷な競争に晒されており、生き残る木が決まる仕組みについて、強い興味を示していた。富士山麓を国民の自然学習の場として大切に活用しましょうと、意気投合して別れた。



安倍首相を樹海に案内、中央の3人以外はほとんどがSP(警官)



安倍首相が気に入った「根上りの木」。「値上り」ではない。

植物の垂直分布

富士山の植物相は実に多様である。日本で見られる様々な植生帯の多くが、裾野から山頂に向かって次々に出現することは、他に例を見ない。山裾を登るにつれ、シイやカシは姿を消し、カエデ類、ミズナラ、ブナの明るい落葉樹の森になり、さらにそこを抜けてウラジロモミやシラビソの深い緑の針葉樹の森となる。もっと高くに行くとダケカンバ、ミヤマハンノキが出現し、それ以上の高さでは木々の育つことの出来ない高木森林限界となる。

100 m上昇する毎に0.6度C低下するという気温の変化が、生育する植物相を支配するということを、教えてくれる。裾野から五合目に至る道中にこそ見るべき森林資源が多くあるのだ。多くの登山者は、五合目まではバスで一気に上り、自然の変化に関心を向けないことが多いが、あまりにもったいない。富士山を標高2500m前後の森林限界まで登る行程で、日本を南北に旅して初めて見ることのできる林相の変化(水平分布)が、劇的に出現する。この体験は富士の環境学習プログラムから抜きには出来ないものである。

生態系の発達

さらに私が最も興味を抱くのは、富士山というかつては広大な無生物的な空間を、どのように生き物たちが埋めてきたのかという生態系発達の初期のプロセスについてである。言い換えれば、火山性の荒原が生物多様性や生態系の複雑な構造をどのように発達させるのかというテーマである。富士山は山頂の溶岩がむき出しの状態から森林が出現し始めるおよそ2500mまでの区域は、生態系の初期の発達過程を目の当たりにさせてくれる自然の実験場であると言える。具体的には、火山性荒原の上にフジアザミやオンタデなどの先駆植物が散在する単純な生態系から、カエルや獣たちが生息する豊かな森林生態系へと発達するプロセスが同時に観察できる。

富士山の蛍

中でも標高1000mを超える場所で、美しく明滅する蛍の大きな群が存在すること。ヒメボタルという体長7ミリほどの小さな甲虫が、富士山の森の中で繁殖のための華麗な光の乱舞を見たいと思う人は少なくないだろう。しかも、竹林の一部が輝いたというかぐや姫伝説の正体かも知れないと言えば、なおさらだろう。川や池の全くない高山で、この発光生物を育む秘密は何だろう。



標高 1000 m の森で飛翔明滅するヒメボタル



ヒメボタルのオス



富士に伝わるかぐや姫伝説が竹取物語の元になったと考えられる。

日本人に最も馴染みのある蛍はゲンジボタルであり、幼虫時代に清流でカワニナという淡水貝を専食して暮らすことが知られているが、水中で育つ生活史を持つのはホタル一族の中ではむしろ少数派である。ヒメボタルは陸生ボタル類の一種で、カタツムリなどの陸貝を食べて育つ仲間である。植物が富士登山するのを追いかけて登った貝類を求めて、富士山に進出したと考えられる。ヒメボタルはゲンジボタルが宵に光るのとは違い、深夜に活発に飛翔明滅する。

富士山のカエル

厳しい富士山の環境の中で、数種類のカエル類が競い合って富士登山をしていることも興味深い。カエルは餌となる昆虫を追い求めて、富士の森に踏み込んだが、オタマジャクシ時代を過ごせる水辺は限られている。大きな溶岩に溜まった水たまりなど限られた水辺を利用して、産卵し発生している。しかも、夏の灼熱や冬の極寒に耐えて、2000m を越える高山に出現するカエルがいるのには驚かされる。富士山の厳しい環境の中で生活しているカエルの代表はアズマヒキガエルとヤマアカガエルである。



アズマヒキガエル 平地よりも3ヶ月以上遅れて繁殖。

サンコウチョウ

美しい声と姿で人気のあるサンコウチョウは「静岡県の鳥」でもあるが、1000 m級の自然林の中で、クモの力を借りて繁殖している。巣材が草や木の繊維、さらにコケ類であるので巣はふわふわで柔らかい。これでは強風でバラバラになりそうに思えるが、これが実に



ヤマアカガエル

強靱なのである。しなやかであるのに強い巣の秘密は、クモの糸で編まれているからである。手で破ろうとしても、びくともしない。彼らはクモの糸がたくさん得られる森を探し、営巣する。

クモの巣は空中を飛ぶ昆虫を捉えるわなである。サンコウチョウもツバメのように空中で飛ぶ虫をキャッチして獲る鳥である。クモの糸が得られやすい森は、同時に空中を飛び回る昆虫つまり餌が豊富な森であることを示している。サンコウチョウは子育てに適した森を、クモの糸を探すことで見つけ出すのだろう。ところが、ヒノキなどの人工林にはクモの巣がほとんどないし、サンコウチョウなどの野鳥を始めとする多様な生き物の世界は、見られない。個性的な生物たちが数多く息づく森とはどのようなものだろう。



クモの糸で編まれた強靱な巣サンコウチョウ

富士山体験で自然への畏敬の心を育てる

多くの方が富士を訪れ、これらの現象に触れたらいいと思う。それは、富士に息づく生き物たちが互いに関係し合い、富士の自然の豊かさを深めている様子を知ることである。そして、大いなる自然の営みに心揺さぶられる体験や学習は、大いなる自然への畏敬の心を育んでくれると信じている。



豊かな落葉広葉樹林に見られるヤマネ (ヤマネ科)

富士山の美しさを守るために何ができるか

富士山を守る森

平成25年6月に世界遺産となった富士山は若い成層火山であり、その美しい山体は元来風化されやすく崩れやすいものである。この崩れを防ぎ美しさを守っているのは何だろう。また、美しさを脅かすものは何だろう。

「頭を雲の上に出し…」と歌われるように、日本一高い独立峰は雲を従えていることが多く、従って降水量が大きい。東京の山手線で囲まれた範囲と同面積で比べるとおよそ二倍の降水量であるという。この雨水が表流水となって急峻な富士山体を流れ下れば、浸食・運搬の作用で深い谷を刻み、山の姿は急速に崩れていく。透水性の高い火山噴出物（小砂利のようなスコリアなど）で覆われているので、多少の雨水であれば地表を動かさず浸透しやすいが、豪雨や融雪雪崩には火山表面は実に脆い。しかし富士山では、標高1000m付近から下には湖や川が出現するが、それより高い場所には、川も水たまりも見られない。ここに、富士山の美しさを保つ秘密がある。

脆いはずの火山表面の崩れを防いでいるものは何だろう。それは火山の表面を被膜のように包む植物の存在である。厳しい気象条件に耐えて、美しいシルエット（火山側線）を保つことに果たした緑の役割は大きい。特に森林は富士山表面の保水力を高め、地下水を涵養しているだけでなく、富士山の浸食にブレーキをかける重要な働きを果たしているのである。

森の豊かさ

さらに森林の作り出した環境にはたくさんの動植物が依存し、豊かな生態系が展開している。森林環境を形成する多種多様な生物による構造については、ここでは触れず、富士山中腹に特徴的な動物を紹介しよう。例えば、ツキノワグマというエレガントな熊は他地域と遮断され富士山個体群を形成している。ヒメボタルという陸生ボタルは標高1500m辺りまでの森に生息し、大きな群で華麗な飛翔明滅を見せる。サンコウチョウという印象的な鳥は東南アジアから繁殖のために富士山の森にやって来る。富士山には野生生物の織りなす豊かな生態系が展開しているのである。

ところが、富士山の森は人間の手によって大きく改変されている。標高1000m前後のブナやカエデ類、ミズナラなどの自然林が広範囲で伐採され、多くがヒノキやウラジロモミの人工林に変わっている。単一樹種で形成された森の構造は自然林と比べると単純で、林床の植生も多様性が乏しく、そこに展開する生態系や生物相は貧しいものである。ある生態学者は人工林を「緑の砂漠」と呼んだ。

富士山の森作り

それだけでなく人工林が自然の猛威に対しいかに脆弱なものであるかが露呈した。平成8年9月、駿河湾沖を通過する台風に伴う強風で、富士山南麓の約1250haもの森林が風倒被害に遭ったのである。水の神である龍のごとき竜巻の仕業で、被害に遭った森林はまだら状に無残な傷跡を残した。南麓斜面を這い回った龍の被害は、ブナ、ミズナラ、カエデ類などで構成された自然林と比べて、ヒノキやウラジロモミの人工林において顕著であった。ここに復元すべき森林は風に強い樹種が主体で富士山にふさわしい森林でなければならないと多くの関係者が認識した。そこで静岡県は「富士山3776自然林復元大作戦」と銘打って、市民ボランティアを国有林に動員して植林に努めた。私たち常葉大学でも毎年バス数台を繰り出して、森林の復元活動に積極的に参加を続けてきたのである。

増加するシカ

ところが、熱心に進められた平成の森作りは植えつけた木の苗が枯れてしまう被害が続出し、順調に進まなかったのである。森林の再生を阻む原因が、臆病な性格で繁殖力が一産一子の決して大きくないニホンジカであることが判明して驚かされた。その後の調査で大きく育った多くの樹種でも樹皮食害がかなり進行していることや、富士山南麓の標高1000m辺りでシカが1平方km当たり50頭を超える生息密度に達していることも分かった。高い密度の影響で林床や草原の植生が変化するだけでなく、森林が成立できない状況にまで陥ってしまう。

シカによる樹木食害の対策は、一本一本の木を守る活動からシカの個体群管理へと展開している。一般市民の参加が難しい状況にある。しかし、美しい富士山を守るためには、この問題の本質を広く理解していただき、対策に取り組むまなければならないと考えている。

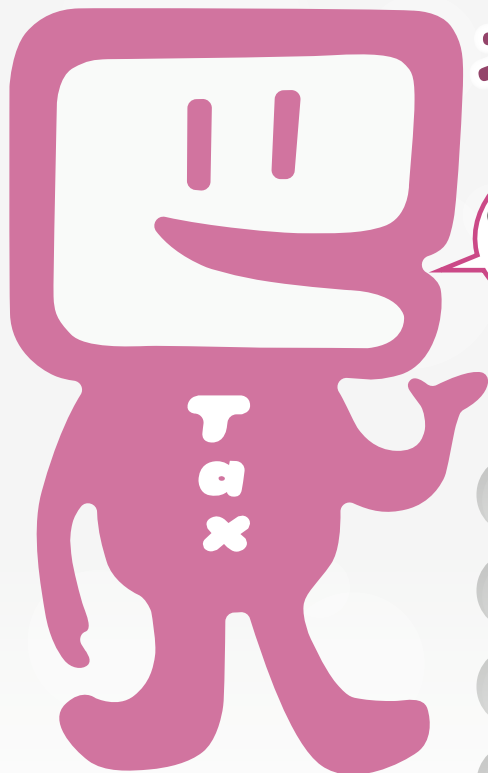


【山田辰美氏プロフィール】

1952年、静岡県藤枝市に生まれる。静岡大学理学部生物学科を卒業。専門は生態学・環境教育・水生生物学。

現在、常葉大学社会環境学部教授、(NPO法人)里の楽校理事長、富士学会監事、環境省野生動植物保存推進委員、富士山ネットワークの副会長などを務める。

SBSラジオ「山田辰美の土曜はごきげん」のパーソナリティでもおなじみ。



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

ネットが便利 申告・納税

e-Taxの利用は
年々増えて
います。

イータックス e-Tax

e-Tax のメリット

- 1 税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができます。
- 2 所得税の確定申告において、添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)の内容を入力して送信することにより、添付を省略することができます。
- 3 e-Taxで提出された還付申告は、還付金を3週間程度で受け取ることができます。
- 4 確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易かつ正確に申告書を作成することができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

e-Taxの利用イメージ



確定申告書等 作成コーナー

所得税・個人消費税及び贈与税の
申告手続



e-Taxソフト

各種申告・申請手続
納付手続



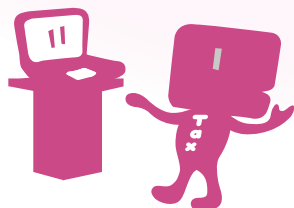
e-Taxソフト(WEB版)

法定調書提出
所得税徴収高計算書提出
納税証明書交付請求
納付手続 など



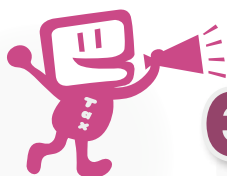
e-Taxソフト (スマートフォン版)

納税証明書交付請求
納付手続 など



インターネット

イータックス
e-Tax



イータックス e-Tax に関するお知らせ



個人利用者
Aさんの場合

電子証明書やICカードリーダライタを準備する時間がないなあ…



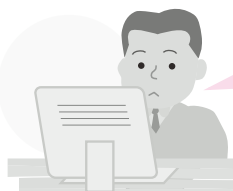
平成29年1月以降、個人の利用者については、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます(従来の認証方式も利用することが可能です)。

e-Taxで確定申告書を送信しても、添付書類を別途郵送しなくちゃいけない…
添付書類も送信できればいいのになあ…



税理士
Bさんの場合

現在別途書面で提出していただいている添付書類について、
平成28年4月以降はイメージデータ(PDF形式)での提出が可能となります。
※ただし、申告所得税や贈与税などに係る添付書類については、平成29年1月以降に提出可能となります。



法人の経理担当者
Cさんの場合

法定調書の提出について給与所得の源泉徴収票をe-Taxで
送信したいけど、1件1件手入力しないとイケないのかな…



e-Taxソフト(WEB版)なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む
方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚(データサイズは最大10MB)ま
でまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。



個人利用者
Dさんの場合

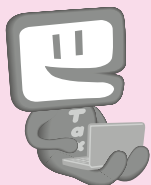
納税証明書を自宅のパソコンからだけでなく、
スマートフォンから請求できると便利だなあ…



平成27年3月から、スマートフォンからでも納税証明書の交付請求が
行えるようになりました。
なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日 8時30分～24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)



※利用可能時間は、メンテナンス作業等により
変更する場合や、時期により延長する場合が
ありますので、ご利用前にe-Taxホームページ
でご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

▶月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-コクゼイ
TEL 0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成
コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、
電話で対応する専用窓口(税務相談等を除く。)です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、
e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)等、e-Tax
に関する最新の情報についてお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 27 年 9 月
国 税 庁

平成 27 年度の税制改正により、所得税法等の一部が改正され、給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等について適用されます。

(注) 確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合にも、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体（以下「外国政府等」といいます。）が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。）

注 意 事 項

- 1 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- 2 ②の外国政府等が発行した書類は、例えば、次のような書類が該当します。
・ 戸籍謄本 ・ 出生証明書 ・ 婚姻証明書
- 3 外国政府等が発行した書類について、一つの書類に国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合には、複数の書類を組み合わせることで氏名、生年月日及び住所又は居所を明らかにする必要があります。
- 4 一つの書類だけでは国外居住親族が居住者の親族であることを証明することができない場合には、複数の書類を組み合わせることで、居住者の親族であることを明らかにする必要があります。必要な書類の組合せについては、19ページの【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】を参考にしてください。
- 5 16 歳未満の非居住者である扶養親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレ

ジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

注意事項

- 1 送金関係書類については、原本に限らずその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。
- 2 送金関係書類には、具体的には次のような書類が該当します。
 - ① 外国送金依頼書の控え
 - ※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
 - ② クレジットカードの利用明細書
 - ※1 クレジットカードの利用明細書とは、居住者（本人）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。
この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている国外居住親族の送金関係書類として取り扱います。
 - 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の年分の送金関係書類となります（クレジットカードの利用代金の支払（引落し）日の年分の送金関係書類とはなりません。）。
- 3 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。
例えば、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。
- 4 送金関係書類については、扶養控除等を適用する年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
 - ※ 同一の国外居住親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出と各国外居住親族のその年最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。
この場合、提出又は提示を省略した送金関係書類については、居住者本人が保管する必要があります。
- 5 16歳未満の非居住者である扶養親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

◎ 「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出（提示）の時期

- 国外居住親族に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する者は、その申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示し、年末調整を行う際に給与等の支払者に「送金関係書類」を提出又は提示する必要があります。
(注) 年途中で控除対象扶養親族等が出国したことにより、国外居住親族となった場合には、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」と併せて「親族関係書類」を提出又は提示する必要があります。
- 国外居住親族に係る「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する者は、これらの申告書を給与等又は公的年金等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。
(注) 「送金関係書類」を上記の支払者に提出（提示）する必要はありませんが、確定申告を行う際には、確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 年末調整の際に、非居住者である配偶者に係る「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する者は、この申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」と「送金関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。

◎ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載について

平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から、国外居住親族に係る記載事項が追加されています。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書			
あなたの氏名 (フリガナ)		生年月日 明・大 平	配偶者の有・無
あなたの続柄		世帯主の氏名	有・無
平成 28 年中の所得の見積額		従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)	
非居住者である親族		異動月日及び事由 (平成28年中に異動があった場合に記載してください。以下同じ。)	
生計を一にする事実		住所又は居所	
0 円		平成 28 年中の所得の見積額	
① ○		非居住者である親族	
② 600,000 円		生計を一にする事実	
		0 円	
		○ 600,000 円	

- ① 「非居住者である親族」欄には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合に「○」を記載します。
- ② 「生計を一にする事実」欄には、その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載します。
- ※ 「非居住者である親族」欄は扶養控除等申告書を提出する際に記載し、「生計を一にする事実」欄は年末調整の際に追記してください。

◎ 国外居住親族に係る扶養控除等に関する Q&A

Q1 扶養親族が留学する場合でも、親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示は必要ですか。

- A 扶養親族が留学する場合において、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通常必要とするものでなければ、その扶養親族は国外居住親族には該当しないことになります。
- その扶養親族が国外居住親族に該当しない場合には、その者に係る親族関係書類や送金関係書類の提出又は提示は必要ありません。

Q2 親族関係書類は、1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。

- A 親族関係書類については、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんので、書類の提出日より1年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。
- ただし、扶養控除等の対象となる親族については、結婚や離婚などにより異動があるため、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、これらの申告書が提出される日の現況により判定することとされています。
- したがって、親族関係書類の発行日が「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書の提出日より数か月以上前であるような場合には、これらの申告書の提出を受ける際に、その国外居住親族の親族関係に変更がないかを申告書の提出者に確認していただくようお願いします。

Q3 親族関係書類では、何を確認すればよいですか。

- A 親族関係書類では、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住親族が居住者（本人）の親族であることを確認した上で、これらの申告書に記載された国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所に誤りがないことを確認してください。

Q4 送金関係書類では、何を確認すればよいですか。

A 送金関係書類では、その年において、居住者（本人）が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、その国外居住親族に行ったかどうかを確認してください。例えば、送金関係書類が外国送金依頼書の控えの場合には、送金者の氏名が居住者（本人）となっているか、送金受領者の氏名がその国外居住親族となっているか、及び送金日が扶養控除等を適用しようとする年分のものであるかを送金関係書類により確認してください。

Q5 提出された親族関係書類及び送金関係書類は、何年間保存する必要がありますか。

A 源泉徴収義務者に提出された親族関係書類や送金関係書類に関して、法令上、個別に保存義務を定めた規定はありませんが、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書は、法令により、給与等又は公的年金等の支払者において7年間保存することとされていますので、親族関係書類や送金関係書類もこれらの申告書と併せて保存してください。

【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】

扶養控除等の対象とする 国外居住親族	親族関係書類の組合せ	扶養控除等の対象とする 国外居住親族	親族関係書類の組合せ
子		配偶者	
本人の 父 母		配偶者の 父 母	
本人の 祖父母		配偶者の 祖父母	
本人の 兄弟姉妹		配偶者の 兄弟姉妹	

「◇」は親子関係を証する書類を、「○」は婚姻関係を証する書類を示します。

【表の見方】

例えば、居住者（本人）が非居住者である「配偶者の母」を扶養控除の対象とする場合には、①居住者（本人）と配偶者との婚姻関係を証する書類、②配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類の2つの書類により、居住者（本人）と「配偶者の母」との親族関係を証明することになります。

※ 必要書類の組合せの具体例

子	本人の父母	本人の祖父母	本人の兄弟姉妹
子の出生証明書	本人の出生証明書	本人の出生証明書 父(母)の出生証明書	本人の出生証明書 兄(弟姉妹)の出生証明書
配偶者	配偶者の父母	配偶者の祖父母	配偶者の兄弟姉妹
本人の婚姻証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の父(母)の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の兄(弟姉妹)の出生証明書

お分かりにならない点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。また、国税庁ホームページに「[国外居住親族に係る扶養控除等Q&A（源泉所得税関係）](#)」を掲載しておりますので、そちらもご活用ください。

静岡県藤枝財務事務所からのお知らせ

森林づくり県民税の延長のお知らせ

- 静岡県は、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として、「森林づくり県民税」を平成18年度から導入しています。
- 平成27年度までの目標であった整備を完了しましたが、この10年間で森林所有者による整備が困難な森林では荒廃が進行しており、山地災害発生のリスクが高まっています。
- このため、「森の力再生事業」を継続することとし、「森林づくり県民税」は、税額は変更せずに課税期間を5年間延長して、平成32年度まで御負担をお願いすることとしました。
- 荒廃森林を再生し、森の恵みを次世代に継承するため、引き続き皆様の御理解をお願いします。

森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

個人 年額400円

1月1日現在で

- 県内に住所がある方
- 県内に事務所、家屋敷などがある方で、それらが所在する市町内に住所がない方
- *平成32年度まで適用されます
- *県民税均等割が課税されていない方は、非課税です
- *県民税均等割1,900円のうち400円が森林づくり県民税です

法人 均等割額の5%

■県内に事業所などを持っている法人等

資本金等の額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超、50億円以下	27,000円
1億円超、10億円以下	6,500円
1千万円超、1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

*平成33年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます

実施期間

平成18年度分から平成32年度分までの15年間

使いみち

- 森林が持つ「森の力」を発揮させるため、緊急に対策が必要な荒廃した森林を対象に間伐等を行う「森の力再生事業」に使っています。
- 整備した森林は、下草が地表を覆い樹木の種類が増え、着実に「森の力」が回復しています。
- 平成28年度から10年間の整備計画では、約11,200ヘクタールの荒廃森林を再生します。
- 「森林づくり県民税」は、「森の力再生事業」の実施状況や効果等を踏まえて、5年後に再検討することとしています。

整備後8年目の森林
(下草や広葉樹が発生し、「森の力」が回復)



森林づくり県民税に関するお問い合わせ先

■税の仕組みに関すること

静岡県経営管理部税務課
電話：054-221-2337
静岡県藤枝財務事務所
電話：054-644-9120

■使いみちに関すること

静岡県交通基盤部森林計画課
電話：054-221-2613

平成28年1月1日現在

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

 櫻井龍太 藤枝市藤岡5 ☎641-1984	 小長谷常雄 焼津市与惣次 ☎624-0268	 落合孝次 焼津市小川 ☎624-7171	 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 田中徳治 焼津市上新田 ☎622-6836	 小林宏旨 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 今本 昇 焼津市焼津1 ☎628-1776	 金田睦夫 藤枝市高岡1 ☎635-7576	 松浦宏明 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 中野正勝 焼津市焼津1 ☎626-8661	 杉井裕郎 焼津市西小川2 ☎629-1151	 伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615
 大石準二 焼津市八幡4 ☎628-2812	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川8 ☎629-6663	 平岩光雄 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 藤浪良昭 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 浦田國治 焼津市大村2 ☎627-0309	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022	 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 八木金弥 藤枝市田沼1 ☎635-2559	 増田富三 藤枝市岡出山2 ☎641-2215
 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 吉川 始 藤枝市大新島 ☎624-2570	 松永義郎 藤枝市谷稲葉 ☎628-6043	 澤村 守 藤枝市谷稲葉 ☎644-7845	 大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973	 片山享一 焼津市下之郷 ☎638-3766	 森田釧太郎 焼津市石津 ☎624-3763	 成島久四郎 藤枝市音羽町3 ☎641-0577	 仲田 勇 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 岡野 純 焼津市駅北1 ☎636-2929	 青島孝之 藤枝市岡出山1 ☎637-9803	 山田義雄 藤枝市田沼3 ☎635-1859
 増田章一 藤枝市福川 ☎641-6845	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 藤枝市岡部町内谷 ☎667-3253	 増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 藤枝市前島2 ☎634-0286	 海野晴方 藤枝市青葉町1 ☎636-1588	 吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885
 松本 彰 藤枝市末広2 ☎635-8366	 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 服部正邦 焼津市柳新屋 ☎628-5533	 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890	 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 藤枝市藤枝4 ☎641-4386	 内田晴巳 藤枝市高洲 ☎635-8022	 大畑雅子 焼津市駅北1 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571	 山本幸子 焼津市下小田 ☎624-0962
 笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 藤枝市青葉町1 ☎637-2534	 宇田武房 藤枝市志太2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973	 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市上小杉 ☎662-1391	 大石 誠 藤枝市前島1 ☎639-5139	 三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市大手1 ☎639-5570
 平野純也 藤枝市天王町3 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 藤枝市益津 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 藤枝市田沼1 ☎634-3570	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962	 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川8 ☎629-6663	 井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 藤枝市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 藤枝市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196
 浅井伸也 藤枝市高岡2 ☎631-5152	 天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898	 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 三橋重継 藤枝市駅前2 ☎641-8280	 山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511	 名倉秀俊 藤枝市青木2 ☎641-3080	 油井孝介 焼津市東小川6 ☎627-5261	 太田容子 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626	 片川真理子 焼津市焼津1 ☎628-2626	 藪崎大介 焼津市小土 ☎626-9823



下川大地
藤枝市青木2
☎641-3080

お問い合わせは

焼津商工会議所会館2階 税理士会税務相談所へ

※税理士会では無料税務相談を行っております。

電話 (628) 2250

あおい税理士法人
焼津市東小川7

社員 大橋金行 森 祐輔 多々良信彦
☎628-7973

税理士法人 法理舎
藤枝市青木2

社員 名倉秀俊 下川大地
☎641-3080

税理士法人
松本税理士事務所 藤枝支店

藤枝市駅前2
社員 三橋重継 ☎641-8280

(平成27年5月27日～平成28年1月28日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連

1月28日 (一社)静岡県法人会連合会
運営研究会
会場/ホテルアソシア静岡



本会

1月19日 新春講演会
演題 「この国の「問題点」
～上杉隆の40字で答えなさい～」
講師/ジャーナリスト 上杉隆氏
会場/ホテルアンピア松風閣



11月24日 新設法人説明会
(主催:藤枝税務署/後援:(公社)藤枝法人会)
講師/藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官
鈴木栄治氏
会場/藤枝市生涯学習センター



1月27日 税務講習会
テーマ 「会社の決算と申告」
講師/東海税理士会藤枝支部 税理士 浅井 伸也 氏
会場/焼津文化会館



青年部会

12月7日 勉強会
テーマ 「社会保障・税番号制度
(マイナンバー制度)について」
講師/RitaLoops
社会保険労務士法人
渡村美奈子氏、田中裕美氏
会場/藤枝市文化センター



1月26日 新春講演会
演題 「なでこの強さとは?」
～厳しい環境の中から...～
講師/アスレジャー (女子サッカーチーム)
監督 鈴木 保氏
会場/小杉苑



女性部会

12月8日 教養講座
テーマ 「美味しいお茶のいれかた教室」
講師/日本茶インストラクター
中村 静氏
会場/藤枝商工会議所



1月21日 新春講演会
演題 「京都の魅力 キモノの魅力」
講師/株染の聚楽 (京都)
代表取締役/京都観光おもて
なし大使 高橋泰三氏
会場/ホテルアンピア松風閣

